

野焼きは原則禁止です!

野焼き(野外での焼却行為)は、法律で**原則禁止**されています。



煙や臭いで
困っています...



火災の原因に!



1 野焼きによる 煙・悪臭・火災の危険



煙や悪臭で近隣に迷惑をかけるだけでなく、火災の原因にもなり、大変危険です。

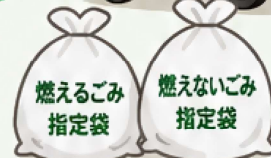
2 家庭ごみ・草木・廃材・プラスチックは燃やさない



家庭ごみ 草木 廃材 プラスチック

家庭ごみや草木、廃材、プラスチックなどを野外で燃やすことは法律で禁止されています。

3 ごみは自治体のルールに従って適正処分



ごみは分別し、指定ごみ袋に入れて決められた方法で出しましょう。

例外規定(例外として認められる焼却行為)

次のような焼却行為は、例外として認められる場合がありますが、生活環境に支障を与える焼却はできません。

- 国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な焼却(河川敷の草焼きなど)
- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんど焼きなど)
- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却(稲わらの焼却、剪定枝の焼却など)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(落ち葉たき、キャンプファイヤーなど)

※例外に該当する場合でも、煙や臭いなどで苦情が出る場合は、改善や中止を求められることがあります。



違反した場合の罰則

野焼きを行い、生活環境に支障を与えた場合は、法律により処罰されることがあります。

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金) またはその両方が科せられます。



お問い合わせ

さつま町役場 町民環境課 環境係
TEL 0996-24-8928

